

議案第34号(コロナ対策費)で賛否分かれる

令和3年度小郡市一般会計補正
予算(第3号)の承認について
(議案第34号)

令和3年度当初予算の肉づけ
予算として計上され、新型コロナウイルス
感染症対策に関連する
経費についても計上されてい
ます。歳入歳出それぞれ2億4
130万円増額され、総額でそ
れぞれ212億6689万20
00円となっています。

主な内容

- 地方創生臨時交付金の対象事業
- サプライヤー支援金・・・緊急事態宣言に伴い売り上げが減少した事業者等を対象とした支援金
- 地域商品券発行事業
- 各避難所の感染防止のためのテント購入費
- GIGAスクールに伴う通信費の保護者負担軽減費用
- その他の事業
 - 恋人の聖地協働基盤事業
 - 子育て世帯生活支援特別給付金事業・・・国が行う低所得者のひとり親世帯以外の世帯へ給付するもの

各委員会で出された意見

総務文教常任委員会

「本来は一般財源から支出すべきような案件を新型コロナウイルス感染症対策(地方創生臨時交付金)で予算化するようなものが見受けられました。市民生活が新型コロナウイルス感染症によって、非常に厳しい現状に追い込まれています。それを改善するための臨時交付金であるべきと考えています。中身について、この予算を出したらいけないとか、そういうことを言っているわけではなく、市民の生活維持・向上のために使っていただきたいです」という意見や、「基本的には、直接的な支援にもっと使っていただきたいと思えます。しかし、中には首を傾げないといけないようなものがあるのも事実ですが、国の方向性や事例集が根拠になって提案されているので、これについては各自自治体でしっかりと判断されていると思えます」という意見や、「この予算に対し、具体的にこれは問題であるとかという議論ではなく、執行残等

保健福祉常任委員会

も含めて今後は、もっと直接的な支援を考えてもらいたいです」等の意見が出されました。

都市経済常任委員会

「新型コロナウイルス対策の臨時交付金の使い方や予算の組み方については、しっかりと目的を明確にし、優先順位をつけて、市民が納得できる市政運営をしていく必要があります」等の意見が出されました。

「国の地方創生臨時交付金の市の活用について、全体的に、市の事業に対して本来ならば一般財源から支出していた分を、国の地方創生臨時交付金で載せ替えているイメージがあります」という意見や、「地方創生臨時交付金のおかげで、一般財源が浮く形になるので、より市民のために活用することができるとは思いません」という意見や、「執行部はコロナ対策の地方創生臨時交付金について、例えばアフターコロナを見据えた新規事業など、真に市民のために役立つように活用していただきたい」等の意見が出されました。

今後の動き

各議員、まだまだ直接的な支援が必要であることは共通認識であり、新型コロナウイルス感染症対策(地方創生臨時交付金)の活用については、効果などしっかりと分析し、執行部に対して議会から意見していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とは・・・
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金。
感染拡大の防止等を目的とした事業であれば、原則として使途に制限はありません。

三役の給与を減額へ 賛成多数で可決！

議案第31号「特別職の職員で常勤のものゝ給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出され、賛成多数で可決されました。

提案内容

令和3年7月1日〜令和4年3月31日までの間、市長10%副市長及び教育長はそれぞれ4%月額ゝ給与を減額する条例です。

本議案については、採決の前に賛成討論・反対討論が行われました。

概要は次のとおりです。

反対討論

本市は現在「緊急財政対策計画」の期間中であり、公共施設の使用制限やインフラ整備の遅れな

ど市民生活に影響が出てきている中で、せめて計画期間中または市長の在任期間中は給与を減額するべきではないかと考えています。

賛成討論

「緊急財政対策計画」は令和4年度末までとなつていますが、「緊急財政対策計画」の進捗状況を見ながら市長の判断のもと、一年一年見直しをしていくことは何の問題もないと思います。今後、財政状況をしっかりと見据えて、報酬削減の議案を再度議会に提出することも可能であり、議会の承認を求めるともできます。



国に意見書提出 年金を毎月支給に！

請願第1号「政府に対し「年金の毎月支給」の「意見書」提出を求める請願」が提出され、賛成多数で採択されました。また、この請願に関わる案件として議員提出議案第3号「公的年金の毎月支給を求める意見書の提出について」が提案されました。

請願者からの説明

現役の時は大抵の人が毎月の給与やその他の収入で月単位の生活を営んでいます。しかし、退職後は年金支給が2か月に1回であり、収入に余裕が無い方は2か月の生活にしわ寄せが来て、生活の維持に様々な支障が生じています。年金生活者が健全な生活を維持しやすくするために年金を毎月支給にするように政府に意見書を提出していただきたいです。

審査の中で出た意見

● 2か月という期間は長いです。年金をもらって、2か月で振り

分けて上手く使いなさいということですが、なかなか計画通りにはいかない。次の支給日を待つ長さは、年金を受給している方々にとって、相当長く感じられるのではないだろうか

● 毎月給料をもらって、その1か月でもらった給料で1か月間の生活設計を組み立てていくという生活から、2か月に代わるというのは計画も難しいのではないだろうか

● 毎月支給に変更した際の経費の根拠があいまい

● コストが数十億円かかると言われ、それは年金の中から出されるのではなく、日本銀行内部の国庫金を使用すると言われたが、費用対効果を考えた場合、他の政策を見出せないのか

今後の動き

議員提出議案が可決されましたので、政府に対し年金を毎月支給するように求める意見書を提出します。